

MWE 2020 Microwave Workshops 講演プレゼンテーション作成の手引き

この度は、MWE 2020 のワークショップ講演をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。コロナ禍の影響により、MWE 2020 ワークショップはオンラインで開催いたします。以下にオンライン開催にかかる講演者の皆様への依頼事項、ならびに講演プレゼンテーション作成における注意事項をお示しします。

(1) 講演方法ならびに講演時の機材について:

ご自宅もしくはご所属の PC からインターネット経由でオンライン配信プラットフォームにご接続いただきます。オンライン配信プラットフォームの種類につきましては後日、連絡いたします。インターネット接続環境が悪い場合、プレレコーディングしたプレゼンテーションデータを配信いたしますので、事前にオーガナイザおよび座長までプレゼンテーションデータを送付ください。プレレコーディングしたプレゼンテーションデータを配信する場合も質疑の時間は設定しますので、質疑の時間はオンライン配信プラットフォームに接続いただきますようお願いいたします。たいへん恐縮ですが、インターネット接続にかかる費用はご講演者様にご負担をお願いいたします。ご所属によっては特定のオンライン配信プラットフォームを利用できない場合がございますので、事前に接続可否を確認させていただきます。

(2) 講演の再配信について

各セッションでの講演内容は録画の上、後日、MWE 2020 ホームページなどで再配信を予定しております。ご講演者の方々には講演の再配信の可否を別途、確認させていただきます。

オンライン配信では画面の録画やキャプチャは厳禁といたしますが、技術的にこれらを完全に防ぐことはできません。従いまして、ご講演者の皆様には知財権等に十分ご配慮の上、講演プレゼンテーションの準備をお願いいたします。

(聴講者に対しては、録画・録音を行わないことを聴講許可の条件とし、録画・録音を行った場合は著作権を侵害するおそれがあることを警告する旨の表示を行います。)

(3) 発表演語について:

各セッションの講演ならびに質疑応答は日本語あるいは英語といたします。発表用スライドは日本語あるいは英語といたします。(ダイジェスト原稿は日本語あるいは英語といたします)。

(4) 講演プレゼンテーション作成上の注意点

講演プレゼンテーション作成に当たっては、以下の点に十分に留意の上、準備願います。ダイジェスト原稿についてはダイジェスト集出版の都合上、主催者である電子情報通信学会 (APMC 国内委員会) に著作権を移譲いただきますが、講演プレゼンテーションの著作権は講演者ご本人に帰属いたします。講演者の皆様には、講演を配信する権利を譲渡いただきます。したがって、講演プレゼンテーション内容についてはご講演者自身に責任を持っていただくこととなります。

以下に想定される問題点について示しますので、講演プレゼンテーション作成に当たっては、下記の問題点がないか?ご自身でご確認をお願いします。

① 著作権

(1) 引用について

図表など、ご自身の著作も含めて出版、公開済みの著作物から流用する場合の注意点。

著作物の利用は「引用」が原則です。引用の要件を遵守してください。

「引用の要件」に合致しなければ、著作物の利用は事実上困難ですのでご注意ください。

<引用の要件>

- (a) 「引用し利用する側(著作者の自作部分)」が著作物または実演等であること。
- (b) 「引用される対象(他人の著作物)」は、公表された著作物であること。
- (c) 引用は公正な慣行に合致すること。
- (d) 引用は、正当な目的(報道、批評、研究等)上、行われること。

(e) 「引用し利用する側(自作部分)」が“主”で、「引用元(他人の著作物)」が“従”であること。

(f) 「引用し利用する側(自作部分)」と「引用元(他人の著作物)」とを明瞭に区別すること。

(g) 出所(出典)を明示すること

また、引用部分とオリジナルの論説が混同しないように先行する学説を明示するようにしてください。

(2) フリー素材の活用

いわゆるフリー素材を利用する場合、利用条件を十分に確認してください。フリー素材であっても個人的な利用は制限がないが業務利用を認めていないものもあります。

(3) ソフトウェア画面表示

シミュレーションソフトなどのソフトウェアの画面表示の場合も著作権が発生する場合があります。ソフトウェアの画面表示をスライドに掲載する場合は、その出所が明確となるように引用してください。

(たとえば、**社 20**年 [ソフトウェア名称]、[グラフフォーマット名称など])

(4) カタログ・パンフレットの引用

カタログやパンフレットは製品の製造元が必ずしも著作権者とは限らないので注意が必要です。著作権者の使用許諾が得られない場合は、その出所が明確となるように引用してください。(たとえば、**社 20**年 [製品名称]、[製品型番など]、[カタログ発行日やカタログ番号など])

(5) インターネット ホームページの URL 記載

インターネット ホームページの URL 情報自体は著作物ではありませんので、記載は自由です。ただし、フレームリンク(絵柄)には商標法等の問題があるので、フレームリンクは貼り付けず、URL を表す文字列を記載してください。

(6) 漫画等キャラクターの不正利用

漫画等キャラクターは無断使用すると著作権侵害で訴えられる可能性が高いため、転載は厳に慎むようにしてください。自ら書き直したイラストであっても原著作が明らかな場合は改変とみなされるので注意が必要です。

② 知財権(特許)

ダイジェスト原稿のみならず、講演プレゼンテーション内での開示も「技術の公知化」とみなされます。公知化された技術は知財権(特許)を取得することはできません。知財権の確保が必要な技術はご講演者にて事前に然るべき手続きを完了いただきますようお願いいたします。

③ 重要技術情報の開示

ワークショップ講演にて新規の技術情報を開示いただくことは問題ありませんが、新規技術の開示に当たってはご所属先が定める手続きを済ませていただきますようお願いいたします。特に株価に影響を与えるような重要技術情報については取り扱いに注意願います。